

平成27年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

3月26日（木）15：00～

於：茂原市役所9階会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の制定について |
| 議案第2号 | 茂原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第3号 | 茂原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第4号 | 茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第5号 | 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第6号 | 茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第7号 | 茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 議案第8号 | 茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第9号 | 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第10号 | 茂原市立小中学校の適正規模の設定について |
| 議案第11号 | 茂原市スポーツ推進審議会委員の任命について |
| 議案第12号 | 平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策の制定について |

（報告事項）

- 1 平成27年茂原市議会第1回定例会（3月議会）の一般質問の要旨について
- 2 茂原市東部台文化会館運営委員の委嘱の報告について
- 3 新教育委員会制度に伴う茂原市教育委員会の運営等について
- 4 平成27年第5回（4月定例会）、平成27年第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 5 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★（会議結果）議決事項について、議案第1号から議案第12号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成27年第4回（定例会）

- 1 期日 平成27年3月26日（木）
開会 午後3時00分
閉会 午後4時10分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
委員長 鎌田 俊郎
委員長職務代理者 鈴木 一代
委員 齋藤 晟
委員 足立 俊夫
教育長 古谷 一雄
- 4 出席職員
教育部長 鈴木 健一
教育部次長（教育総務課長） 藤乗 裕喜
学校教育課長 宮本 昌典
生涯学習課長 高中 正典
体育課長 大和久義照
中央公民館長 酒井 映明
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 唐鎌 孝雄
教育総務課長補佐 中村 一之
教育総務課主事 松本 卓也
- 5 署名人の指定
委員 足立 俊夫
教育長 古谷 一雄

鎌田委員長 : ただいまから、平成27年第4回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。
本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、古谷教育長と足立委員とを指定いたします。
これより会議事項に入ります。
本日は議案が12件となっております。
それでは、議案第1号「茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

鈴木教育部長 : 議案第1号「茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の制定について」をご説明いたします。
本規則は1月の教育委員会会議において議決させていただきました、東部台文化会館の管理に伴う教育委員会への事務委任に基づき、東部台文化会館の管理運営を平成27年4月1日から教育委員会が事務執行を行うにあたり、「茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する条例」第17条の規定により必要な事項を定めるものでございます。
主な内容であります。使用許可申請に関すること及び様式、音楽ホー

ル附属設備使用料などであります。

施行期日は、平成27年4月1日から適用しようとするものです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

鎌田委員長 : 議案第1号について質疑をお願いします。

各委員 : ありません。

鎌田委員長 : とくになければ、議案第1号について採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

鎌田委員長 : では議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

鎌田委員長 : 続きまして、議案第2号「茂原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第7号「茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、関連議案ということですので、まとめて説明をお願いします。

鈴木教育部長 : それでは、議案第2号から議案第7号までの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「新法」と言います。）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものですので、一括してご説明致します。

主な変更点は、委員長制度が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（以下、「新教育長」と言います。）を置くことによる文言の改正ですので、こちらではそれ以外の改正点をご説明いたします。

なお、今回の改正に合わせて、字句等の修正も併せて行っています。そちらにつきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

まず、議案第2号、茂原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

議案第2号の参考資料、茂原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

なお、アンダーラインの部分が改正された個所がございます。

主な変更点は、新教育長を置くことによる文言の改正です。第1条につきましては、新法の施行による条ズレを修正するものです。

次に議案第3号、茂原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

議案第3号の参考資料、茂原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

主な改正点は、新教育長を置くことによる文言の改正です。

第21条と第22条につきましては、新制度において、教育長は首長が議会同意を得て直接任命することになっており、また教育長職務代理者は教育長による指名となることから選挙に関する条文を削除するものです。

第28条につきましては、新法第14条第9項で、「教育長は、教育委員会の会議終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」との規定が新たに追加されましたので、そちらに準じて改めるものです。なお、会議録につきましては、既にホームページで公表しています。

次に、議案第4号、茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

議案第4号の参考資料、茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

こちらは、新教育長を置くことによる文言の改正のみとなります。

続いて議案第5号から議案第7号までの議案につきましては、新法の施行に伴う改正に加えて、東部台文化会館が平成27年4月1日から教育委員会へ事務委任されることに伴う所要の改正をしようとするものです。

まず、議案第5号、茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

議案第5号の参考資料、茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

第9条第2項につきましては、新法第25条第3項に「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」との規定が新たに追加されましたので、法に準じて追加するものです。

また、第14条につきましては、教育部教育総務課の事務分掌に新たに総合教育会議の運営に関することと大綱の策定に関することを追加いたしました。

第30条につきましては、東部台文化会館が平成27年4月1日から教育委員会へ事務委任されることに伴い、茂原市教育委員会の所管に属する附属機関に東部台文化会館運営委員会を追加いたしました。

次に、議案第6号、茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

議案第6号の参考資料、茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。

別表第1中、茂原市教育委員会委員長印と茂原市教育委員会委員長職務代理者印の欄を削除し、新たに茂原市東部台文化会館館長印の欄を追加いたしました。

別表第2中では、同じく茂原市教育委員会委員長印と茂原市教育委員会委員長職務代理者印の印影を削除し、新たに東部台文化会館館長印の印影を追加いたしました。

最後に、議案第7号、茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明いたします。

議案第7号の参考資料、茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表をご覧ください。

第3条につきましては、新法の施行による条ズレを修正するものです。

また、別表第2中、昨年より図書館流通センターへ委託している図書館の欄を削除し、新たに東部台文化会館の欄を追加いたしました。

以上、ご審議をお願いいたします。

- 鎌田委員長 : それでは、議案第2号から7号までの質疑に入ります。
- 足立委員 : 議案第3号の3ページ、第23条ですが、「秘密会を開くときは、教育長は一般傍聴人および教育長の指定する者以外の者は会議場の外に退出させるものとする。」とありますが、「指定する者以外の者を」の方がよろしいのではないのでしょうか。
- 中村課長補佐 : 協議して、次回報告させていただきます。
- 足立委員 : 分かりました。
- 鈴木委員 : 議案第5号、新旧対照表の3ページ、第12条の教育長の職務代理者が削除となっていますが、新法において教育長の職務代理者はどのようになるのでしょうか。
- 藤乗次長 : 法で規定されていますので、規則で定める必要はなくなります。
- 鈴木委員 : わかりました。
- 足立委員 : 議案第6号の東部台文化会館の印ですが、4月以降は教育委員会の管理となりますが、今まで使っていた印を移動させるだけなのですか。また新しく作るのでしょうか。
- 唐鎌館長 : 今まで東部台文化会館の印は無く、今回新規で作りました。
- 足立委員 : 分かりました。
- 鎌田委員長 : 他に発言はありませんか。
なければ、議案第2号から議案第7号までについて採決に入ります。
議案第2号から議案第7号までについて、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 鎌田委員長 : それでは、議案第2号から議案第7号まで全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

- 鎌田委員長 : 次に、議案第8号「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : 第8号議案「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。
第8号議案の参考資料「茂原市青少年指導センター設置条例施行規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。
本案は、青少年指導センターに置かれている職員配置に伴い、現状に合わせた職および職務に改正しようとするものです。
第3条の表中の「職」に「所長補佐」、「副主幹」、「主事補」、を追加し、それぞれの「職務」を追加するものです。
施行期日は、平成27年4月1日から適用しようとするものです。
ご審議よろしくお願ひいたします。
- 鎌田委員長 : 議案第8号について質疑をお願いします。
- 足立委員 : 現在、青少年指導センターの役職はどうなっていますか。
- 鈴木教育部長 : 所長は西谷所長で、所長補佐は高橋所長補佐です。あと、教諭2人が主査です。今回、所長補佐の役職を追加すると同時に、可能性のある副主幹と主事補を念のために追加させていただきました。
- 足立委員 : 女性も一人いらっしゃると思いましたが、あの方は何をされているのですか。
- 鈴木教育部長 : 女性の方は正規の職員ではなく、非常勤職員として事務を担当しています。
- 鎌田委員長 : 他に発言はありませんか。
なければ、議案第8号について採決に入ります。
議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし
- 鎌田委員長 : 議案第8号は 全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 鎌田委員長 : 次に、議案第9号「茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。
- 鈴木教育部長 : 第9号議案「茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。
第9号議案の参考資料「茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の新旧対照表をご覧ください。
本案は、規則第6条で規定している、美術館・郷土資料館の休館日の変更により、来館者へのサービスの向上を図るものです。美術館・郷土資料館は、平成22年4月1日から毎月第3月曜日と年末年始を休館日として運営してまいりましたが、月に一度分散して施設整備を行うよりも臨時休館日に集約して効果的に行うことで、開館日を増やして来館者へのサービス向上を図るとともに、芸術文化鑑賞の機会充実のために、規則第6条の改正をするものであります。
なお、5月までの休館日は既に広報や各地域情報誌により周知済でありますので、施行期日は、平成27年6月1日から適用しようとするものでございます。
ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。
なお、平成25年度の休館日は22日、平成26年度は28日という形になっておりまして、6月から改正しますと、平成27年度の休館日は19日になる予定でございます。
- 鎌田委員長 : 議案第9号について質疑をお願いします。
- 足立委員 : 毎月第3月曜日が休館日と決まっている方が、利用者にとっては利用しやすいと思いましたが、いかがでしょうか。
- 津田館長 : これまでは休館日に館内整備等を行っていましたが、分散して行うより臨時休館日に集約し整備等を行うことで、開館日を増やせる効果がありま

す。利用者の利便性を高めるため、第3月曜日の休館を取りやめるもので
す。休館日の周知は、ホームページ等で行い、分かりやすくします。

鈴木教育部長 : 補足説明ですが、現状は月曜日から金曜日までは公共施設の職員が対応し、土日と祝日はシルバー人材センター等に業者委託している現状で、委託により開館日ができるだけ確保しております。どこの施設も、年末年始と特別な事情がある時以外は開館しているというスタイルが現状となっています。美術館の施設だけ第3月曜日という決まった休館日を設けていましたので、他の社会教育施設との整合性を図る意味でも、可能な限り開館し、特別な事情があれば休館するというように改めたいと考えていますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

足立委員 : 要は、燻蒸等のために休む日が休館日、という解釈でよろしいでしょうか。

鈴木教育部長 : 美術館の場合、展示室は第1、第2展示室とあり、郷土資料館もあります。燻蒸や全館の展示替えをするような時は臨時休館になりますが、展示計画を工夫し、開館日を増やせるよう進めてまいります。

鈴木委員 : 臨時休館した場合、混乱するようなことがあったのでしょうか。

津田館長 : 休館日や臨時休館する場合は、事前にホームページや入口等に掲示しておりますので、今のところ大きな混乱はございません。

鎌田委員長 : 他に発言はありませんか。

なければ、議案第9号について採決に入ります。

議案第9号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし

鎌田委員長 : 議案第9号は全会一致で、原案どおり可決することと決定しました。

鎌田委員長 : 次に、議案第10号「茂原市立小中学校の適正規模の設定について」の説明をお願いします。

鈴木教育部長 : 議案第10号、茂原市立小中学校の適正規模の設定についてご説明いたします。

本案は、平成27年1月27日付で文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が通知されたことを受け、茂原市立小中学校の適正規模・適正配置等を検討する必要があることから、学校教育法施行規則第41条および第79条により規定されている小中学校の学級数の標準（12学級以上18学級以下）に基づき、茂原市における小中学校の学級数の標準を設定しようとするものです。

具体的には、小中学校ともに全ての学年においてクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団の編成をしたり、同学年に複数教員を配置するためには、一学年2学級以上が望ましいと考えられます。また、このことに加えて中学校では、教員の免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、一学年3学級以上が望ましいと考えられます。

これらのことから、本市の小学校の学級数は、特別支援学級の学級数を除いて、学校教育法施行規則のとおり12学級以上18学級以下を標準とし、中学校の学級数は9学級以上18学級以下を標準として設定します。

ご審議よろしくお願いたします。

鎌田委員長 : 議案第10号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 学級数ですが、2クラス以上が適正であるということであるならば、仮に定員が35人とした場合に36人いれば2学級で、定員以下の場合には1クラスとなりますが、2学級が望ましいというならば定員以下でも2クラスに分けられないのでしょうか。

宮本学校教育課長 : 今、決められているのが小学校1年生は35人で1学級、それ以上につきましては40人で1学級というふうに分けられております。ですから、それを下回った数で2クラスに分けるということは許されておられません。

ですから、1年生が35人学級ですので、34人あるいは35人ぴったりのところでも、これは1学級しか設置はできませんので、従って学級数

- に依じて教員数が割り振られますので、1人しか割り振られない。
- 齋藤委員 : 全国一律にそれは守られているということですか。
 宮本学校教育課長 : そうです。
- 齋藤委員 : どんなに裕福な自治体でもですか。
 宮本学校教育課長 : 基本的にそのように設定をしておりますが、例えば千葉県の場合、38人学級というのを県費で標準を下げております。ですので、39人になったときに2つに分けることは千葉県としては可能ですが、市町村でそれをやってしまうと、要は正規教員が配置できません。
- 齋藤委員 : 県単位であれば可能であるということですか。
 宮本学校教育課長 : 県費の教員ですので、県の段階ではそういうような設定は可能だということになります。
 齋藤委員 : 分かりました。
 鈴木教育部長 : 補足的なことですが、適正規模の考え方の中で、手引きの中で示していることは、クラス数だけの事ではなくて、児童生徒数数の問題も添えられております。具体的に言うと、単純に1クラスの定員を40人とした場合に、小学校の場合41人いれば2クラスになります。全学年41人で12クラスとした場合は246人。全学年80人で12クラスとした場合は、480人となります。同じ12クラスでも生徒数には大きな差が出てきます。
- 今回設定しているのは、将来的には子供の数は減っていきますが、将来を見据えた流れの中で、12クラス各41人を基本とするのではなくて、もう少し多い人数を設定し、次第に減少しても目標年度で12クラスを維持できるようにすることを想定し、検討しているということをご理解いただきたいと思います。
- 齋藤委員 : 分かりました。
 足立委員 : 宮本学校教育課長が、千葉県は38人で対応していると言いましたが、それは1年生は35人で、2年生から6年生まで全部38人で対応しているということでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : 千葉県の場合ですと、小学校1年生は、これは国の法律で決まっていますので、小学校2年生は35人になっております。小学校3年から6年が38人でございます。中学校になりますと、入学のときの中学校1年生が35人、ただし中2、中3は38人となっています。
- 鎌田委員長 : 小中学校の基準はどのようになっていますか。
 宮本学校教育課長 : 今、学校教育法施行規則で決まっているものは、小中ともに12学級以上18学級以下となっています。小と中は同じ基準です。
 鎌田委員長 : 他に発言はありませんか。
 なければ、議案第10号について採決に入ります。
 議案第10号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし
 鎌田委員長 : 議案第10号は全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 鎌田委員長 : 続きまして、議案第11号「茂原市スポーツ推進審議会委員の任命について」の説明をお願いいたします。
- 鈴木教育部長 : 議案第11号「茂原市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明いたします。
 本案は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い任命するものであります。
 現在のスポーツ推進審議会委員であります白井伸夫氏他7名の方全員を再任し任命するものであります。任期につきましては、茂原市スポーツ推進審議会条例第4条第1項により、平成27年4月1日から平成29年3月31日であります。
 なお、関係行政機関及び小中学校体育連盟からの委員の任命については4月に選出されることから、4月の教育委員会会議に提案する予定であります。

ます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

鎌田委員長 : 議案第11号について質疑をお願いします。

鎌田委員長 : なければ、議案第11号について採決に入ります。

議案第11号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし

鎌田委員長 : 議案第11号は全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

鎌田委員長 : 最後に、議案第12号「平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策の制定について」の説明をお願いします。

鈴木教育部長 : 議案第12号「平成27年度茂原市の教育方針及び重点施策（以下「教育方針」という。）の制定について」ご説明いたします。

教育方針の新旧対照表をご覧ください。

今年度の変更点は、第1節1生涯学習の推進（2）の文章の前に「事務委任を受けた東部台文化会館をはじめとする」を加えました。「（3）小中学生が自分の育った茂原市について学ぶ「茂原学」の提供に努めます。」を新たに加えました。

第2節1幼児期教育の充実の中に「（11）幼稚園の適正規模基準を定めるとともに4園の適正化について検討します。」を新たに加えました。

第3節学校教育1教育環境の整備の中で（1）の文中の「計画的に実施するとともに」を「年度内に完了させるとともに」に変更いたしました。また、「（3）小中学校の適正規模基準を定めるとともに、適正配置について検討します。」を新たに加えました。同じく第3節4特別支援教育の充実「（2）子どもの実態に則して特別支援教育支援員を配置し、必要な支援に努めます。」と「（3）担当指導主事を増員し、教育相談の充実」に努めます。」を新たに加えました。同じく第3節6学校給食の充実「（2）学校給食施設のあり方について検討を進めます。」を新たに加えました。

第4節の前文の「また、図書館を移転し、指定管理者制度を導入して、更なる図書館機能の充実」に努めます。」を「また図書館においては、指定管理者と連携を図り、資料・情報の提供を推進します。」に変更しました。

第5節の文章の最後に「さらに、平成28年度に事業の実施を目指し、（仮称）「茂原市スポーツ推進計画」を策定いたします。」を加えました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

鎌田委員長 : 議案第12号について質疑をお願いします。

足立委員 : 平成23年から平成32年までの計画なので、あまり序文の修正は好ましくないと思いますが、3ページ第3節学校教育の「思考力・判断力・表現力を育み」のところに、「コミュニケーション力」あるいは「人と関わる力」のような文言を入れてほしいなと思いました。あとその前の2ページの1生涯学習の推進の（3）に小中学生を対象に「茂原学」というのがありますが、これは生涯学習の中に記載されていますが、学校教育ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。小中学生だけでなく一般市民も対象とすれば生涯学習でもいいのですが、小中学生を対象としているのでどうかと思いました。

宮本学校教育課長 : 学校教育の中のこの基本方針を受けての中で、学校教育課から各学校に示す中には「茂原学」というものについて、当然学校教育の中にも触れてはおります。ただ、この方針の中で確かに「茂原学」ということを言葉として記載していなかったのは事実です。生涯学習の項目で、出前授業を実施していますので、そちらで今回記載があったものですから、学校教育課ではあえて載せなかったというのが正直なところだと思います。

古谷教育長 : ここで「提供に努めます」と書いてあるから、「学習します」と書いてあれば学校だなと。生涯学習側として提供するということだと思います。

高中生涯学習課長 : 宮本課長から説明しましたように、「茂原学」を推進しているのは生涯学習で、出前講座の一部として推進しておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

- 足立委員 : それは理解いたしました。最初の「コミュニケーション力」、「人と関わる力」というのは、どうでしょうか。
- 宮本学校教育課長 : この件に関しては検討させていただいて、あらためてご報告申し上げたいと思います。
- 齋藤委員 : 平成27年度の教育方針及び重点施策ということですが、平成27年度は新教育長となります。これは新しい教育長に古谷教育長から十分に連絡事項として伝え、これを認めてもらうというのが前提ですね。
- 古谷教育長 : そうですね。齋藤委員さんの意見はよく引き継いでおきます。
- 齋藤委員 : そうだと思います。それで新教育長さんもこれを認めたんだということで我々はスタートしていいということですね。
- 鈴木委員 : 第5節スポーツ・レクリエーションのところですが、付け加えた部分の一番最後の表現ですが、「策定いたします」となっています。他のところは「〇〇します」となっていて、ここだけ「いたします」となっていますので、どうでしょうか。
- 鈴木部長 : 訂正させていただきます。
- 齋藤委員 : 重点施策ですから、よろしく願いいたします。
- 鎌田委員長 : 他に発言はありませんか。
なければ、議案第12号について採決に入ります。
議案第12号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし
- 鎌田委員長 : 議案第12号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 鎌田委員長 : 次に、報告事項に入ります。
報告事項の1「平成27年茂原市議会第1回定例会（3月議会）の一般質問の要旨について」の説明をお願いいたします。
- 藤乗教育部次長 : 報告事項1の平成27年茂原市議会第1回定例会の一般質問の要旨についてご説明いたします。
平成27年茂原市議会第1回定例会が、2月25日(水)から3月20日(金)まで開かれ、一般質問につきましては、3月4日・5日の2日間行われ、質問者8名の内、7名から教育委員会に関する質問がございました。
詳細につきましては、別紙「質問事項及び答弁の概略」を参照していただきたいと思いますが、ここでは各議員の質問項目の概要についてご説明いたします。
1頁をご覧ください。
まず、平議員より、「教育委員会制度について」の中で、「教育委員会制度の改正を、市長はどのように認識しているのか」、「新しく設置される総合教育会議で、何を協議するのか」との質問がございました。
また、「道徳の教科化について」の中で、「道徳の教科化は、今後どのように進めていくのか」との質問がありました。
次に5頁を、お開きください。
鈴木議員から、「新教育委員会制度に対する取り組みについて」の中で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、本年4月より、新たな教育委員会制度に移行することとなるが、改正のポイントは何か」との質問がありました。
また、「学区の適正化について」の中で、「小中学校それぞれで学校規模が小さくなってきている現状の中で、今後どのように対応していこうと考えているのか」との質問がありました。
次に、9頁をお開きください。
山田広宣議員から、「危険ドラッグに対する自治体の取り組みについて」の中で、『「日本薬物対策協会」が実施した危険ドラッグ意識調査で半数以上の生徒が、「入手可能」と言っている実態をどのように捉えるか、また、本市における児童あるいは生徒の意識で現場は危険性を感じているのか』との質問がありました。
次に、10頁をご覧ください。

細谷議員からは、「教育文化施設について」の中で、「図書館・美術館・体育館・市民会館などは重要な教育文化施設と思っているが、今後これらの教育文化施設の管理運営について市としてどのように考えているのか」との質問がありました。

次に、13頁をご覧ください。

三橋議員から、「少子化、人口減少問題と市の対応策について」の中で、「結婚する意義や子どもを産み育てる大切さを、今以上に教えるべきと考えるが、その見解を伺う」。また、「現在の性教育や道徳教育に起因する所も大きいと考えるが、その見解を伺う」との質問がございました。

また、「教育行政について」の中では、「インターネットの普及による子供達への影響について」「中学校教科書改訂における市の見解について」「小中学校の統廃合について」の以上の質問がございました。

次に、21頁をご覧ください。

竹本議員からは、「スポーツ振興について」の中で、「スポーツ推進については、行政が先頭に立ち積極的に係るべきと考えるが見解を伺う」、「積極的な推進を図るため、政策・立案する部署を9階教育委員会内に設置すべきと考えるが見解を伺う」との質問がありました。

次に、23頁をご覧ください。

飯尾議員からは、「学校給食について」の中で、「現状の問題点の認識について」さらには「今後の方向性について」の質問がございました。

以上が一般質問の概要でございます。

よろしく願いいたします。

鎌田委員長 : 何かご質問等があればお願いいたします。

特にないようですので、続きまして報告事項の2「茂原市東部台文化会館運営委員の委嘱の報告について」の説明をお願いいたします。

高中生涯学習 : 茂原市東部台文化会館運営委員の委嘱についてご報告を申し上げます。

課長

運営委員につきましては、東部台文化会館の設置及び管理に関する条例第15条の規定に基づきまして、委員1名を委嘱することになっております。

委嘱する運営委員でございますが、下に7人の名前が記載されていますが、上から5人が再任ということでございます。この5人につきましては、地域の代表者ということになります。それから、下の鎌田さん、引場さんについては、東部台文化会館の利用者の代表ということで、平成27年4月1日から2か年、平成29年3月31日まで委嘱をしようということでございます。以上です。

鎌田委員長 : ありがとうございます。何か質問等ありますでしょうか。

特にないようですので、次の報告事項に移ります。

3「新教育委員会制度に伴う茂原市教育委員会の運営等について」の説明をお願いいたします。

藤乗教育部次 : 報告事項3の「新教育委員会制度に伴う茂原市教育委員会の運営等について」ご説明を致します。

長

古谷教育長のご勇退によりまして、来月4月1日から新教育委員会制度が始まるということで、確認の意味で、ご説明したいと思っております。

1の教教育長についてですが、平成27年茂原市議会第1回定例会におきまして、新教育長内田達也氏の任命が同意されましたので、平成27年4月1日から内田教育長に辞令が交付され、新制度に移行します。任期につきましては、法律の改正に伴いまして、3年間ということで、平成27年4月1日から平成30年3月31日までということになります。

2番ですが、これに基づきまして、現在の委員長及び職務代理者につきましては、任期が今月いっぱい、平成27年3月31日までということになります。

3の教育長職務代理者ですが、法13条第2項によりまして、「教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」とことと規定されております。これまでは委員長職務代理者については教育委員会が指名することとされておりましたけれども、

新法では教育長職務代理者を教育長が指名するというふうになっております。任期は特に規定がございませんので、次に教育長が指名する間までということになります。これにつきましては、教育委員会会議で報告し、その後公表を行う予定になっております。

4番目としまして教育委員会会議の運営、それと5番目の開催についてですが、法13条第1項で「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」とございますので、旧法の委員長と同様に新教育長が議長を務めることとなります。また、委員会の開催は教育長が招集することということでございます。

6の団体等の役職についてですが、各種団体の役職等は、規約上では教育長や委員長、職務代理者などの充て職としているわけではなく、各市町村の教育委員の中から選出しているところがございます。慣例的に委員長、教育長、職務代理者が役員となっていました。各団体により若干の考え方の相違はあると思いますが、今後も同様に運営が行われるものと認識しております。

7の総合教育会議についてですが、第1回の会議を5月中に開催したいと考えております。日程については、近日中に決定し、ご連絡いたします。

なお、会議に臨むにあたり4月30日(木)の教育委員会会議終了後に事前の協議をさせていただく予定です。

以上でございます。

- 鎌田委員長 : 報告事項3につきまして、質疑ありましたらお願いいたします。
- 足立委員 : 4番の会議の運営ですけれども、今後、教育長が議長となるということですが、そうすると今までは学校について教育長の意見を委員会の中で伺っていた訳ですが、議長となると発言しづらくなると思います。宮本学校教育課長には、今まで以上に受け答えしていただく機会が増えてくるのではないかと思います。
- 古谷教育長 : この4番についてですね、ここではこういう風に書いてありますけれども、他の新教育長などに聞いてみると、必ずしも新教育長が司会進行しないところもあるようです。ですから、周りの様子を見ながら試行錯誤し、場合によれば今のような形を残しておいた方がいいのではないかと思います。
- 齋藤委員 : 教育長は議長としての職を務めていただくけども、質問事項は質問事項として教育長として答える、これも可能ですよね。
普通議長になるとなかなか質問しづらいし、答えづらいだろうけど、今回は、そこは割り切って議長は議長、教育長としての質問には答える、そこは、はっきりした方がいいと思いますね。
- 鈴木教育部長 : 新制度ですのでいろいろなことはあるとは思いますが、基本的には新教育長は教育委員会を総理し、議長を務めることとなります。現在は教育長は教育委員ですけれども、今度新しい教育長は教育委員ではない、教育委員会の構成メンバーですけれども教育委員ではない。そうすると教育委員4人の意見について、選ばれてきた教育委員さんの意見を拝聴するためには教育長が議長として運営した方が4人の教育委員さんのすべての意見を聴くことができると。教育委員の中で誰かが議長になってしまうと3人しか聴くことができなくなってしまうということもありますので、基本的には新教育長が議長を務めていただいて、教育長として教育委員会のことを述べる機会は議長としても述べられると思います。基本的に議長として運営するというのが適切かなと思っております。
- 鎌田委員長 : 法の趣旨からすれば、そういうことなのでよろしいでしょうか。新教育長が議長ということですね。
- 鎌田委員長 : その他報告がありましたら、お願いします。
- 古谷教育長 : 昨日ですね、第3回の長生地区市町村教育委員会連絡協議会の表彰式があり、その後に理事会がありましたので、その内容について報告させていただきます。書面がありませんので口頭で報告させていただきます。
まず連協表彰の部ですけれども、長生郡全体で個人の部、退職校長の内11名が表彰されました。団体として視聴覚教材センターの教材開発委員会とい

うところが、地域の「わたしたちの白子町」とかを作りまして表彰されました。茂原市では個人の部で4名の校長先生が表彰されました。本納中米本校長、西小斉藤校長、鶴枝小奥田校長、東部小市原校長、以上の4名でございます。

続きまして第3回の理事会がございました。その内容はまず1点目は、4月28日の火曜日に定期総会を行いますので、その議案の内容について審議を致しました。

2番目として、その他の1番として平成28年から平成30年まで、もうすでに話題に出ておりますけれども、千教連の会長が長生地区に回ってくるということをお前の理事会でお話しましたが、どこがその会長職を引き受けるのかということについて、各町村に聞いたところ、すべての町村が茂原市にお願いしたいということでありましたので、こちらも皆さんの意向に従いまして、受けるということになりました。それからそれに伴いまして、長生地区の連協の会長は、海側、中心部、山側という順になっているわけですが、平成27年から30年までの4年間については、茂原市は会長を除くということになっておりまして、ずっと副会長をやることとなります。ちなみに平成27年度は長生村が会長をやるということです。それから来年度の千教連の幹事は、茂原市と一宮町でやるということになりました。

また、教科用図書長生地区採択協議会の規約について、前回の教育委員会会議で、各地区で検討するようになっていりましたが、全ての市町村で採択が決定いたしましたので、この前のおり教科書採択を進めていくということになりました。以上でございます。

鎌田委員長 : その他報告がありましたら、お願いします。

藤乗教育部次長 : お手元に資料をお配りしてありますが、4月の定例会と5月の定例会の日程について報告致します。

4月の定例会につきましては、4月30日(木)の午後3時から9階の会議室、また、5月の定例会につきましては、5月21日(木)午後3時から9階の会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

鎌田委員長 : 日程はこれでよろしいですね。

各委員 : はい。

鎌田委員長 : その他報告がありますか。

宮本学校教育課長 : 3月13日に茂原市学校給食施設の検討委員会を第4回目ということで開催いたしました。その中での話の状況についてご報告をさせていただきたいと思います。

12月の段階で中央共同調理場については、新しく立て直すことというような意見で一致をしておりました。それを受けて今回は単独調理場4校はどうしたらいいのかということが議題でありました。それぞれ委員さんから意見をお受けしたわけですが、やはり現在の単独調理場についても、当然共同調理場と同じということで見直す必要があるということでは一致をしておりました。その後、ではどのように単独調理場を見直していくのかというような話になりますと、委員さんの多くの方からは、やはり単独調理場の予算も十分にわかるということで、理想から言えば各学校とも単独調理場にすることが望ましい。しかしながら、茂原市の状況あるいは現実的なことを考えると、やはり4校だけを単独調理場として残すのではなく1か所の共同調理場を新設をして、老朽化への対応とそれから衛生管理基準に則った施設を建てるのが現実的ではないかというような意見が多く出されたところでございます。前回13日は、それぞれの委員さんからご意見を頂戴したというところで終了したところでございます。

次回は年度が替わって、4月以降に第5回目を予定しております。

以上です。

鎌田委員長 : ありがとうございます。

それでは報告事項がこれですべて終了いたしました。

以上で第4回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年4月30日

委員長 鎌田 俊郎

署名委員 足立 俊夫

署名委員 古谷 一雄